

太陽光発電施設設置に係る関係法令・条例一覧

No	法令等名	主な手続きの概要	手続きの 類型	特別配慮区域		相談窓口
				設置が適当でない区域	十分な検討や調整が必要な区域	
1	三重県環境影響評価条例	土地の造成を行う場合、施行区域の面積が10ha以上のものは簡易的環境アセスメント、20ha以上のものは環境アセスメントの実施が必要です。 「大規模太陽光発電（メガソーラー）事業と環境アセスメントについて」 http://www.pref.mie.lg.jp/eco/assess/8794900001.htm	環境影響評価 手続き	—	—	三重県環境生活部地球温暖化対策課 (059-224-2366)
2	環境影響評価法	太陽電池発電所を設置する場合、出力が4万kW以上のものは第1種事業、3万kW以上4万kW未満のものは第2種事業として環境アセスメントの実施が必要です。 「発電所環境アセスメント情報」 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/index_assessment.html	環境影響評価 手続き	—	—	経済産業省電力安全課 (03-3501-1742)
3	自然公園法 (三重県立自然公園条例)	整備箇所が、自然公園（国立公園、国定公園、県立自然公園）内であれば、以下の手続きが必要です。 ・特別地域内での土地の形状変更、工作物の設置等をする場合、許可が必要です。 ・普通地域内での土地の形状変更、一定規模を超える工作物の設置等をする場合は、工事着手の30日前までに届出が必要です。 (三重県自然公園図) http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000622771.pdf (三重県の自然公園) http://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/shizen/04809001255.htm	許可 又は届出	特別保護地区、 特別地域（鈴鹿 国定公園）	普通地域（鈴鹿 国定公園）	三重県四日市農林事務所森林・林業室 (059-352-0655)
4	三重県自然環境保全条例	1ヘクタールを超える自然地（樹林地、農地、湿地等）が含まれた開発行為を行う場合は、条例に基づく開発行為届出が必要になります。 http://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/shizen/05978000396.htm 開発（事前調査を含む。）に伴い、三重県指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲、採取、殺傷、損傷（以下捕獲等といいます。）をしようとする者は、30日前までに、知事に届出が必要となります。届出があった場合であっても、その種の存続に支障を及ぼす恐れがあると認められるときは、捕獲等を禁止・制限等する場合があります。 http://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/shizen/04803000595.htm	届出	—	—	三重県四日市農林事務所森林・林業室 (059-352-0655)
5	森林法	開発する箇所が保安林に指定されていないか確認が必要です。	指定の解除	保安林	—	三重県農林水産部治山林道課(059-224-2573)
		開発する地域森林計画の対象となっている民有林の面積が0.5haを超える場合は、林地開発許可が必要です。 http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/13077015106.htm	許可			
		開発する地域森林計画の対象となっている民有林の面積が0.5haを超えない場合は、あらかじめ市町へ伐採及び伐採後の造林の届出書の提出が必要です。	届出			市農水振興課(059-354-8181)
6	三重県水源地域の 保全に関する条例	地域森林計画の対象民有林であり、かつ、水源地域に指定された土地について売買等の契約をしようとする時は、契約を締結しようとする日の30日前までに知事に届出が必要です。届出書は、対象となる土地を管轄する県農林（水産）事務所森林・林業室に提出してください。 【売買等の契約について】次の7つの契約を言います。 ①売買契約、②贈与契約、③交換契約、④地上権を設定し又は移転する契約、⑤地役権を設定する契約、⑥使用貸借による権利を設定し又は移転する契約、⑦賃借権を設定し又は移転する契約 届出対象の土地であるかどうかは、次のページで確認いただけます。水源地域に指定された土地となっているかどうかを確認した上で、地域森林計画の対象民有林であるかどうかをご確認ください。 【水源地域に指定された土地について】大字単位で指定しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000618145.pdf 【地域森林計画の対象民有林】 http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/000117154.htm	届出	—	—	三重県四日市農林事務所森林・林業室 (059-352-0655)
7	農地法	登記地目が田・畑などの農地又は登記地目に関わらず現況が農地である場合は、農地法の転用手続きが必要です。	許可 又は届出	甲種農地 第1種農地	第2種農地 第3種農地 市街化区域内の 農地	市農業委員会事務局(059-354-8271)
8	農業振興地域の整備に関する 法律	農業振興地域内農用地区域の開発行為には県の許可が必要ですが、太陽光発電施設に関しては原則不許可となります。	許可	農用地（市街化 調整区域の一部）	—	市農水振興課(059-354-8180) 三重県四日市農林事務所農政室(059-352-0629)

No	法令等名	主な手続きの概要	手続の種類	特別配慮区域		相談窓口
				設置が適当でない区域	十分な検討や調整が必要な区域	
9	文化財保護法 (三重県文化財保護条例) (四日市市文化財保護条例)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡・天然記念物の国・県・市指定地において現状変更等を行う場合は、許可が必要です。 ・ 周知の埋蔵文化財包蔵地内の土木工事は、規模に関わらず届出・通知が必要です。(民間事業者は届出、国・地方公共団体等は通知) 協議の結果、埋蔵文化財の破壊が免れないと判断された場合は、記録保存のための発掘調査が必要となり、発掘調査が終了すれば施工可となります。 ・ 工事中に遺跡を発見した場合は、届出・通知が必要です。 ・ 文化財保護法及び四日市市文化財保護措置要綱の趣旨に則り、1万㎡以上の開発にあたっては、分布調査の協力依頼をしています。 	許可 又は届出	史跡・天然記念物の指定地	埋蔵文化財包蔵地	市文化課(059-354-8240)
10	四日市市景観条例	<p>太陽光発電施設については、以下に該当する場合、届出の対象行為となり、行為着手の30日前までに届出が必要となります。</p> <p>①高さ13mを超えるもの(建築物に定着して設置される場合は、太陽光発電施設自体の高さが5mを超え、かつ建築物の高さとの合計が13mを超えるもの)、又は築造面積1000㎡を超えるもの。(増築又は改築の場合は、既存面積を含めた築造面積をいう。)</p> <p>②①に該当するもので、外観の変更等の面積が500㎡を超えるもの。</p> <p>また、上記以外にも、太陽光発電施設設置に伴う造成行為の種類によっては届出が必要となる場合があるため、事前協議をお願いします。</p>	届出	—	—	市都市計画課(059-354-8214)
11	生産緑地法	開発する箇所が生産緑地に指定されていないか確認が必要です。	相談会	生産緑地地区	—	市都市計画課(059-354-8272) 市農業委員会事務局(059-354-8271)
			買取申出			市建築指導課(059-354-8206)
12	四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例	風致地区において、建築物等の新築等、宅地造成等、木竹の伐採等を行う場合は、許可が必要です。	許可	風致地区 (四郷風致地区)	—	市開発審査課(059-354-8196)
13	河川法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市が管理する河川の場合は、市河川排水課が窓口となり、許可が必要です。 ・ 県が管理する河川の場合は、三重県四日市建設事務所管理課が窓口です。 ・ 国が管理する河川の場合は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所河川管理課が窓口です。 	許可	河川区域(河川予定地も含む)	河川保全区域	市河川排水課(059-354-8357) 三重県四日市建設事務所管理課(059-352-0667) 中部地方整備局三重河川国道事務所河川管理課(059-229-2217)
14	四日市市水道水源保護条例	水道水源保護区域において3m以上掘削、あるいは3m以上の地下構造物を設置する場合は、地下水流動の影響を回避または、軽減するための工事事前協議が必要です。	事前協議	—	水道水源保護区域	上下水道局管理部経営企画課(059-354-8369)
15	砂防法	砂防指定地内の私有地における土地の形状変更について、県砂防条例に関する許可が必要です。	許可	—	砂防指定地	三重県四日市建設事務所管理課(059-352-0667)
16	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内の私有地における土地の形状変更について、許可が必要です。	許可	—	急傾斜地崩壊危険区域	三重県四日市建設事務所管理課(059-352-0667)
17	三重県土採取規制条例	土を採取(切土、床堀その他土地を掘削する行為)する区域の面積が1,000㎡以上の場合は当該条例の認可が必要です。(ただし、他の法令に基づく認可等に係るものは除きます)	認可	—	土の採取区域	三重県四日市建設事務所管理課(059-352-0667)
18	道路法	<p>工事等で国・県・市が管理する道路を占有する場合は、許可が必要です。</p> <p>①市が管理する道路の場合は、市道路管理課が窓口です。</p> <p>②県が管理する道路の場合は、三重県四日市建設事務所管理課が窓口です。</p> <p>③国が管理する道路の場合は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所道路管理第一課が窓口です。</p>	許可	—	—	市道路管理課(059-354-8209) 三重県四日市建設事務所管理課(059-352-0667) 中部地方整備局三重河川国道事務所道路管理第一課(059-229-2221)
19	三重県屋外広告物条例	看板等を設置する場合、許可が必要な場合があります。	許可	—	—	三重県四日市建設事務所管理課(059-352-0667)
20	海岸法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸保全区域内における工作物の設置等について、海岸法に関する許可が必要です。 ・ 市が管理する漁港海岸の場合は、市農水振興課が窓口です。 ・ 四日市港については、右欄下段の担当課が窓口です。 	許可	—	海岸保全区域	三重県四日市建設事務所管理課(059-352-0667) 市農水振興課(059-354-8181) 四日市港管理組合港営課(059-366-7013)

No	法令等名	主な手続きの概要	手続の種類	特別配慮区域		相談窓口
				設置が適当でない区域	十分な検討や調整が必要な区域	
21	港湾法	<ul style="list-style-type: none"> 港湾隣接地域及び臨港地区内の民有地における工作物の設置等について、港湾法等に関する許可等が必要です。 四日市港については、右欄下段の担当課が窓口です。 	許可	—	港湾隣接地域、臨港地区	三重県四日市建設事務所管理課(059-352-0667) 四日市港管理組合港営課(059-366-7013)
22	漁港漁場整備法	<ul style="list-style-type: none"> 漁港区域における工作物の設置については許可が必要な場合があります。 	許可	—	漁港区域	市農水振興課(059-354-8181)
23	土壌汚染対策法 (三重県生活環境の保全に関する条例)	<p>3,000㎡以上の土地の形質を変更しようとするときは、土壌汚染対策法第4条第1項に基づき、着手日の30日前までに届出が必要です。</p> <p>また、一定規模(3,000㎡、ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている土地等にあつては900㎡)以上の土地の形質を変更しようとするときは、当該土地における過去の特定有害物質の製造、使用その他の取扱いを行っていた工場等の設置の状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録する必要があります。</p>	届出	—	—	市環境政策課(059-354-8189)
24	国土利用計画法	<p>一定面積以上の土地売買等をする場合は、届出が必要です。</p> <p>① 市街化区域 2,000㎡以上 ② ①を除く都市計画区域 5,000㎡以上 ③ 都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上</p> <p>http://www.pref.mie.lg.jp/common/06/ci500004023.htm</p>	届出	—	—	三重県地域連携部 水資源・地域プロジェクト課(059-224-2010)
25	道路交通法	<p>発電設備の工事等の際に道路を使用する場合、事前に所轄警察署の許可が必要です。</p> <p>①設置工事、作業の際に道路を使用する場合 ②運搬及び建設時に、車両の積載重量、大きさ又は積載方法の制限を超えて運転する場合</p>	許可	—	—	①車両の出発地の警察署 ②所轄警察署(該当警察署)
26	建築基準法	<p>土地に自立する太陽光発電設備については、架台下の空間に人が立ち入るもの(メンテナンスのみに立ち入るものを除く)、又は、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管若しくは格納その他の屋内的な用途に使用するものは、建築物に該当し、原則として建築確認申請が必要です。</p>	確認申請	—	—	市建築指導課(059-354-8208)
27	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	<p>建築物[※]の新築、増築、改築で当該部分の床面積の合計が300㎡以上の規模の場合は、届出が必要です。</p> <p>※土地に自立する太陽光発電設備の取扱いは、No.26を参照</p>	届出	—	—	
28	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	<p>①開発行為等において、歩道、公園緑地を設置する場合は、事前に協議が必要です。</p> <p>②建築物[※]のうち、特定施設に該当するものの新築等を行う場合は、事前に協議が必要です。</p> <p>※土地に自立する太陽光発電設備の取扱いは、No.26を参照</p> <p>http://www.pref.mie.lg.jp/UD/HP/20877012606.htm</p>	事前協議	—	—	①【歩道】市道路管理課(059-354-8209) 【公園緑地】市公園緑政課(059-354-8197) ②市建築指導課(059-354-8208)
29	電気事業法	<p>出力規模によって、以下の手続きが必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事計画、保安規程の届出、電気主任技術者の選任、使用前自主検査の実施、使用前自己確認の実施、安全管理審査の実施等 	届出	—	—	中部近畿産業保安監督部電力安全課(052-951-2817)
30	消防法(四日市市火災予防条例)	<p>発電事業の実施に際して、危険物に指定される物質を一定量を使用する場合、消防法に基づき事前に市の許可又は四日市市火災予防条例に基づく届出が必要です。また、蓄電池容量が20キロワット時を超える蓄電池設備を設置する場合及び、全出力50キロワットを超える高圧又は特別高圧の変電設備を設置する場合は、四日市市火災予防条例に基づく届出が必要です。</p>	許可届出	—	—	市予防保安課(059-356-2008)

No	法令等名	主な手続きの概要	手続の 類型	特別配慮区域		相談窓口
				設置が適当でない区域	十分な検討や調整が必要な区域	
31	騒音規制法、振動規制法 (三重県生活環境の保全に関する条例)	(特定)建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、所定の届出が必要です。 http://www.pref.mie.lg.jp/eco/earth/12145014720.htm	届出	—	—	市環境政策課(059-354-8189)
32	建設リサイクル法	特定建設資材(コンクリート、アスファルト、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材)を用いた建築物や土木工作物等を解体する工事又は特定建設資材を使用する新築工事や土木工事であって、一定規模以上の工事の場合、届出又は通知が必要です。	届出	—	—	市建築指導課(059-354-8206)
33	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	指定区域(最終処分場跡地)において、宅地造成、土地の掘削、工作物の設置、開墾等、土地の形質の変更を行おうとする場合には、届出が必要です。 http://www.pref.mie.lg.jp/eco/cycle/11153014408.htm	届出	—	—	三重県四日市地域防災総合事務所環境室(059-352-0593)
34	三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例	土砂等の埋立て等を行おうとする者は、3,000㎡以上かつ高さ1mを超える埋立て等を行おうとするときは、埋立て等区域ごとに、あらかじめ知事の許可が必要です。 また、許可申請に先立って、埋立て等区域の周辺地域の住民に対し、申請書の内容を周知させるための説明会を申請を行う日の30日前までに開催する必要があります。	許可	—	—	三重県環境生活部大気・水環境課(059-224-2382) 三重県四日市地域防災総合事務所環境室(059-352-0593)
35	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	開発(事前調査を含む。)に伴い、国内希少野生動植物種および緊急指定種の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、環境大臣の許可が必要になります。	許可 又は届出	—	—	中部地方環境事務所野生生物課 (052-955-2139)
36	農業用ため池の管理及び保全に関する法律	特定農業用ため池における工作物の設置等について、農業用ため池の管理及び保全に関する法律に関する許可が必要な場合があります。	許可	—	—	三重県四日市農林事務所農村基盤室 (059-352-0646)